

みよし市森林整備計画

計画期間
自 令和 8年 4月 1日
至 令和 18年 3月31日

愛 知 県

みよし市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
	1 森林整備の現状と課題	1
	2 森林整備の基本方針	1
	3 森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	
	1 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	5
	2 樹種別の立木の標準伐期齢	7
	3 その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	
	1 人工造林に関する事項	7
	2 天然更新に関する事項	8
	3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
	4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
	5 その他必要な事項	11
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準	
	1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
	2 保育の種類別の標準的な方法	12
	3 その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
	1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
	2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
	3 その他必要な事項	15
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
	1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15
	2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	16
	3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	16
	4 森林経営管理制度の活用に関する事項	16
	5 その他必要な事項	16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
	1 森林施業の共同化の促進に関する方針	16
	2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
	3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
	4 その他必要な事項	16
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
	1 路網の整備に関する事項	15
	2 その他必要な事項	15
第8	その他必要な事項	
	1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	16
	2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	16
	3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	16

III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	17
2	その他必要な事項	17
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	17
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)	17
3	林野火災の予防の方法	17
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	17
5	その他必要な事項	17
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	18
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	18
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	18
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	18
2	生活環境の整備に関する事項	18
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	18
4	森林の総合利用の推進に関する事項	18
5	住民参加による森林の整備に関する事項	18
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	19
7	その他必要な事項	19
	参考資料	20

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

みよし市は、愛知県のほぼ中央部、西三河の西北端に位置し、東は豊田市、西は東郷町、日進市と接し、名古屋市中心部からは東へ約17キロメートル、豊田市中心部からは西へ約7キロメートルに位置し、面積は3,219ヘクタールである。森林面積は、179ヘクタール（森林率5.5パーセント）で、地域森林計画対象民有林面積は143ヘクタールあり、そのうち人工林40ヘクタール（人工林率は27.9パーセント）でかなり低く、樹種もマツ類がほとんどである。

北部地域の森林は、三好カントリー倶楽部（黒笹）、御嶽神社（福谷）、大坂地区の丘陵地に残存する森林と、市北端及び西端の市境付近の保安林、さらに三好丘緑地の保安林が、その主なものである。

中部地域の森林は、三好池周辺の三好公園（新屋）、保田ヶ池周辺の保田ヶ池公園（三好下）、そして本市の中心部に残存する貴重な森林である陣取山緑地（三好上）等が、その主なものである。

南部地域の森林は、細口池周辺の細口公園（明知上）が、その主なものである。その他、市内各所にある神社及びお寺周りのいわゆる『鎮守の森』も、貴重な森林として残存している。

森林の持つ山地災害防止機能と保健・レクリエーション機能等の公益的機能の重要性はますます高まっており、本市の森林も都市周辺における貴重な緑として位置づけられ、住宅周辺、公園緑地などを中心とした森林の整備と保全が、課題となっている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能を、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別し、各機能に応じた望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策を次表のとおりとする。

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。</p> <p>また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い市土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が</p>

	<p>十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の配置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全す</p>

	ることとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を維持的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

本市はミカワクロマツを市の木、サツキを市の花に指定している。三好丘緑地については保健・レクリエーション機能の発揮を特に期待する森林として位置付け、景観に配慮した森林整備に努める。

- 3 森林施業の合理化に関する基本方針
本市には該当なし。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(1) 伐採について

主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図る。

また、択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30パーセント以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40パーセント以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう適切な伐採率により一定の立ち木材積を維持するものとする。

- ★ 主伐とは、利用できる時期に達した立木を伐採すること。
- ★ 林分とは、森林の成立状態（人工林や自然林など）や、構成（針葉樹林や広葉樹林など）がほぼ一様である樹林の集団をいう。

(2) 伐採の方法

ア 育成単層林施業については、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

イ 育成複層林施業については、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案し、次の項目に留意して行う。

(ア) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間により実施する。

(イ) 漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育

状況、母樹の保存等に配慮する。

ウ 天然生林施業については、イの留意事項によることとする。

- ★ 育成単層林施業とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林とすること。
- ★ 育成複層林施業とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林とすること。
- ★ 漸伐とは、樹種がほぼ一様である樹木の集団を、数回に分けて伐採し、後継樹を育てること。
- ★ 天然更新とは、天然の力で、次の世代の樹木を発生させ育てること。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、次の項目に留意する。

- (ア) 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
 - (イ) 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう特に留保しつつ、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
 - (ウ) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
 - (エ) 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- (3) 主伐の時期

地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採する。

樹種	標準的な施業体系		主伐時期の目安 (年)
	生産目標	期待径級 (cm)	
スギ	心持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造作材	36	70
ヒノキ	心持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造作材	36	80
マツ類	一般材	18	40
	長尺材	28	70
広葉樹	きのこ原木	10	20

2 樹種別の立木の標準伐期齢

平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し次表のとおりとする。

樹種別の立木の標準伐期齢

樹種	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
伐期齢	40年	45年	40年	40年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

3 その他必要な事項

特になし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、次表のとおりとする。

人工造林の対象樹種

針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広葉樹	アベマキ、コナラ等有用広葉樹

なお、必要に応じて品種を定めるほか、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又はみよし市の緑化を主管する課とも相談の上、花粉発生源対策の加速化を図るため、少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の選定に努めるとともに、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を次表のとおりとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	密仕立て	5,000	海布丸太を目標とするものは、この限りでない。
	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	

ヒノキ	密仕立て	5,000	
	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	
マツ類	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,000	
広葉樹	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,000	

なお、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

また、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又はみよし市の緑化を主管する課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽の支障となる樹木及び下草は、全部を伐倒又は刈り払いを行い、また、植栽や保育の支障となる伐倒木及び枝条等が、林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。 なお、寒風害等の恐れのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。
植付けの方法・時期	森林の自然条件及び既往の造林方法等を勘案するとともに地形地質に適した健全な苗木を、適期（通常は、春）に植え付ける。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

★ 地拵（ぢごしら）えとは、人工造林や天然更新の準備のため、雑草木や伐採木の枝・葉を整理する作業をいう。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うとともに、下記の天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。

天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）は、次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種

針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広葉樹	カシ、ナラ、ホオノキ、クスノキ、サクラ、カエデ類、シデ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

天然更新の完了基準

更新完了の判断基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.5メートル以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。 2 更新が完了した状態は、次表で示す期待成立本数の10分の3を乗じた本数が確保されていることとする。 3 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。
-----------	---

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新作業の標準的な方法

天然更新の対象樹種について、期待成立本数は次表のとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
針葉樹及び広葉樹	10,000本/ha

樹高は30cm以上とする

天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う
刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う
植込	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する

芽かき等	ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込を行う
------	---

イ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法は、以下のとおりとする。
 なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(ア) 調査区の設定

対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1箇所以上標準的な箇所を選んで調査区を設定する。1 調査区の大きさは、2 m×10 mの帯状とし、その中に2 m×2 mの5プロットを設定する。

ただし、対象地の更新樹種の発生状況がほぼ均一と判断される場合には調査区を適宜減ずることができる。

(イ) 調査内容など

標準地の全本数を樹種ごとに確認し、記録する。

- ★ ぼう芽更新とは、残り根株部分から発芽させて、これを育てるもの。
- ★ 天然下種更新とは、天然に配布した種が林地で発芽して育ち、林ができることで、地表の掻き起こし、雑草の刈り払い、補植等の補助作業を行うこと。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、伐採した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、2の(1)に定める天然更新の完了基準を満たしていることとする。ただし、その時点で期待成立本数の10分の3を下回るものについて、その後2年以内に10分の3以上となるよう植栽するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

本市においては天然更新が不可能な森林はないと認められるが、早急な更新を図るためには植栽することがのぞましい。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準について、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数を1ヘクタール当たり10,000本以上とする。

5 その他必要な事項
特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るものとし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次表を標準とする。

なお、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが認められる範囲内で行うものとする。

樹種	施業体系	植栽本数(本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目以降		
スギ	密仕立て	5,000	16	22	29	間伐率は、材積で概ね35%以内とする。間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。 効率的な作業実施上、必要に応じて列状伐採の実施も考慮することとする。	
	中仕立て	3,500	16	24	—		
	疎仕立て	2,500	16	24	—		
ヒノキ	密仕立て	5,000	16	22	29		
	中仕立て	3,500	16	24	—		
	疎仕立て	2,500	16	24	—		

標準伐期齢以上の林齢についても対象とし、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意する。

間伐の実施の時期については、上記の標準的な樹齢とするほか、平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の場合は10年、標準伐期齢以上の場合は15年とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法については、次表のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											標準的な方法	備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	12	16			
下刈	スギ		1	1	1	1	1	1	1				植栽木が下草から抜け出る間に行う。実施時期は6月から7月頃を目安とする。		
	ヒノキ		1	1	1	1	1	1	1						
つる切	スギ										1	1	下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6月から7月頃を目安とする。		
	ヒノキ										1	1			
除伐	スギ										1	1	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。侵入した広葉樹については、土壌の維持や改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なもの保存を考慮する。実施時期は、6月から8月頃を目安とする。		
	ヒノキ										1	1			
枝打ち	スギ										1	1	1	病虫害の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は樹木の生長休止期の11月から3月頃とする。	
	ヒノキ										1	1	1		

※目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高等により判断し、下刈り回数を5回未満にすることも可能

★ 除伐とは、樹木の生育を妨げる他の樹木を切り払う作業をいう。

3 その他必要な事項

特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定
設定しない。

イ 森林施業の方法
該当なし。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表 1 のとおりとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備、大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

なお、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね 2 倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。

それぞれの森林の区域については別表 2 のとおりとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定
設定しない。

(2) 森林施業の方法
該当なし。

別表 1

区分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		設定しない	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2 林班ホ小班 別図参照	7.63
		5 林班ニ小班の一部 (福谷町下り松地内) 別図参照	17.53
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	設定しない	
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	5 林班ニ小班の一部 (三好丘二丁目地内) 別図参照	6.12
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		設定しない	

別表 2

区分	施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		設定しない	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業	2 林班ホ小班 5 林班ニ小班の一部 別図参照	25.16
			5 林班ニ小班の一部 (三好丘二丁目地内) 別図参照	6.12
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		設定しない	

- 3 その他必要な事項
特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
本市には該当なし。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
本市には該当なし。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
本市には該当なし。

- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
本市には該当なし。
- 5 その他必要な事項
特になし。
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
本市には該当なし。
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
本市には該当なし。
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
本市には該当なし。
 - 4 その他必要な事項
特になし。
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 路網の整備に関する事項
本市には該当なし。
 - 2 その他必要な事項
特になし。
- 第8 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
本市には該当なし。
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
本市には該当なし。
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
本市には該当なし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定しない。

(2) 鳥獣害の防止の方法

本市には該当なし。

2 その他必要な事項

特になし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害については、その早期発見及び早期駆除に努めかつ、的確な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。特に、松くい虫の防除については、伐倒駆除により、被害の早急な終息をめざす。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

森林病虫害等による被害を早期発見及び早期駆除するため、県、委託業者等間の連絡等の体制強化を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

本市には該当なし。

3 林野火災の予防の方法

以下の対策を推進する。

(1) 林野パトロールの実施

(2) 防火用水の整備

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの方法等については、みよし市火入れに関する条例及びみよし市火入れに関する規則に基づいて行うものとし、火災等の防止に努める。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

本市には該当なし。

(2) その他

早期発見に向け定期的な林野パトロールの実施に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
設定しない。
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
該当なし。
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
該当なし。
- 4 その他必要な事項
該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
該当なし。
- 2 生活環境の整備に関する事項
該当なし。
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
該当なし。
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
特になし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林の多面的機能の発揮に対する市民の関心や期待の高まりを背景に、野外教育や環境教育の場、健康づくりや生きがいの場、芸術や文化活動の場、森林の整備活動への参加の場など、森林の保健・文化・教育的利用への要請は多様化している。特に体験活動等を通じてより積極的な森林と関わる形での森林利用への期待が高まる傾向にある。このため、様々な体験活動を通じた森林環境教育の機会を子供たちを始め、広く市民に提供することが必要であり、体験学習等の受け入れが可能になるよう、体験の場となる森林の確保と整備を進める。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

昭和58年に、本市に貴重な水をもたらす愛知用水の水源である長野県木曾町（旧三岳村）と友好提携を締結して以降、平成3年には、「御岳水源の森」を取得、さらに平成4年には、愛知用水受益市町村連絡会議にも加入。平成12年には、「みよし市友好の森」を取得し、水源涵養林の保護育成に参加・協力している。

また、平成12年に長野県の木曾広域連合と愛知中部水道企業団（豊明市、日進市、東郷町、みよし市）において「交流のきずな」調印式を行い、平成13年6月から水道料金1立方メートルに当たり1円を基金として積み立て、ダム周辺の森林の買収、植林、間伐し、ダムに流れ込む地下水の確保や景観保全に努めていく。

(3) その他

特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし。

7 その他必要な事項

当市の森林は、都市化が進む中、貴重な緑として位置づけられており、公園整備事業を始め、緑花推進植栽事業、さらには緑化指定樹木保全事業等により、今後も適正な保全管理に努めるとともに、地域住民とも連携して健全な森林育成に取り組むものとする。

なお、保安林その他の法令により施業について制限を受けている森林においては、公益的機能別施業森林の区分により当該制限に従って施業を実施することとする。

また、当市においては、「みよし市公共建築物の木材利用の促進に関する基本方針」を定め、公共建築物の木造化等を推進する。

参考資料

1 人口及び就業構造

①年齢別人口動態

項目	年度	総計			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22	60,098 (100)	32,407	27,691	11,152	5,746	5,406	10,269	5,733	4,536
	H27	61,800 102.8%	32,636	29,164	10,170	5,235	4,935	10,835	5,844	4,991
	R2	61,952 100.2%	32,105	29,847	8,981	4,653	4,328	10,687	5,637	5,050
構成比	H22	100.0%	53.9%	46.1%	18.6%	9.6%	9.0%	17.1%	9.5%	7.5%
	H27	100.0%	52.8%	47.2%	16.5%	8.5%	8.0%	17.5%	9.5%	8.1%
	R2	100.0%	51.8%	48.2%	14.5%	7.5%	7.0%	17.3%	9.1%	8.2%

項目	年度	30～44歳			45～64歳			65歳以上			年齢不詳	
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	男	女
実数 (人)	H22	16,225	8,874	7,351	13,937	7,627	6,310	8,190	4,109	4,081	318	7
	H27	14,640	7,889	6,751	18,814	10,102	8,712	7,012	3,370	3,642	196	133
	R2	11,621	6,235	5,386	17,720	9,397	8,323	11,234	5,352	5,882	831	878
構成比	H22	27.0%	14.8%	12.2%	23.2%	12.7%	10.5%	13.6%	6.8%	6.8%	0.5%	0.0%
	H27	23.7%	12.8%	10.9%	30.4%	16.3%	14.1%	11.3%	5.5%	5.9%	0.3%	0.2%
	R2	18.8%	10.1%	8.7%	28.6%	15.2%	13.4%	18.1%	8.6%	9.5%	1.3%	1.4%

- (注) 1 資料は、国勢調査とする。
2 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

②産業部門別就業者数等

項目	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	内木材・木製品製材		
実数 (人)	H22	26,622	505	3	2	510	11,475	—	14,637
	H27	28,694	530	2	0	532	12,088	—	16,074
	R2	30,521	494	3	2	499	12,252	—	17,770
構成比	H22	100.0%	1.9%	0.0%	0.0%	1.9%	43.1%	—	55.0%
	H27	100.0%	1.8%	0.0%	0.0%	1.9%	42.1%	—	56.0%
	R2	100.0%	1.6%	0.0%	0.0%	1.6%	40.1%	—	58.2%

- (注) 1 資料は、国勢調査とする。
2 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

2 土地利用

項目	年次	総土地面積	耕地面積			林野面積			その他面積
			計	田	畑	計	森林	原野	
実数 (ha)	H22	3,211	813	443	370	165	165	0	2,233
	H27	3,219	789	431	358	163	163	0	2,267
	R2	3,219	745	408	337	154	154	0	2,320
構成比	H22	100.0%	25.3%	13.8%	11.5%	5.1%	5.1%	0.0%	69.5%
	H27	100.2%	24.6%	13.4%	11.1%	5.1%	5.1%	0.0%	70.6%
	R2	100.2%	23.2%	12.7%	10.5%	4.8%	4.8%	0.0%	72.3%

- (注) 1 資料は、農林業センサスとする。
2 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。

3 「林野面積」については、調査が行われていない年次は空欄とする。

3 森林転用面積

(単位：ha)

年次	総数	工場・事業用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場レジャー用地	農用地	公共用地	その他
H22	0	-	-	-	-	-	-
H27	0	-	-	-	-	-	-
R2	0	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 資料は、都道府県の林業統計書等をもとに推計する。
2 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年とする。

4 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

(単位：ha)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)	
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林		
総数	179	100%					
国有林	33	18%					
公有林	計	9	5%	136	40	96	28%
	都道府県有林	2	1%				
	市町村有林	7	4%				
	財産区有林	0	0%				
私有林	134	75%					
計画対象外森林	3	2%					

- (注) 1 国有林については、農林業センサスの資料により、私有林については、地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計し、記入する。
2 官行造林地は、「国有林」欄に県行造林地等は「都道府県林」欄に()書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は、市町村有林とする。
3 私有林には、寺社有林、組合林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

(単位：ha)

項目	年次	私有林合計	在(市)者面積	不在(市)者面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	H12	174	87	87	56	31
	H22	275	172	103	84	19
	R2	144	80	64	47	17
構成比	H12	100%	50%	50%	(64%)	(36%)
	H22	100%	63%	37%	(82%)	(18%)
	R2	100%	56%	44%	(73%)	(27%)

- (注) 1 資料は、地域森林計画の市町村別森林資源表を参考として記入。
2 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。
3 構成比は()は、不在(市町村)者面積の県内、県外比率とする。

③民有林の齢級別面積

(単位：ha)

項目	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級以上																								
民有林計	135.2	0.0	1.1	0.1	0.1	6.9	127.1																								
人工林	39.6	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	38.7																								
天然林	95.6	0.0	0.2	0.1	0.1	6.9	88.4																								
備考	<table border="0"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;">人工林</td> <td>スギ</td> <td>0%</td> <td>天然林</td> <td>マツ</td> <td>37%</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;"></td> <td>ヒノキ</td> <td>1%</td> <td></td> <td>広葉樹</td> <td>63%</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;"></td> <td>マツ</td> <td>98%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;"></td> <td>広葉樹</td> <td>1%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							人工林	スギ	0%	天然林	マツ	37%		ヒノキ	1%		広葉樹	63%		マツ	98%					広葉樹	1%			
人工林	スギ	0%	天然林	マツ	37%																										
	ヒノキ	1%		広葉樹	63%																										
	マツ	98%																													
	広葉樹	1%																													

- (注) 1 地域森林計画の資料（森林資源構成表）を参考として記入。
 2 備考欄には、主要樹種別の面積比率を記入する。

④保有山林面積規模別林家数

(単位：戸)

面積規模	林家数	面積規模	林家数
1 ～ 3 ha	10	10 ～ 50 ha	2
3 ～ 5 ha	2	50 ～ ha	-
5 ～ 10 ha	1	総数	15

- (注) 1 資料は都道府県の林業統計書とする。

⑤林道状況

該当なし

5 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額(A)		618,477
内訳	第1次産業	751
	うち林業(B)	1
	第2次産業	433,019
	うち木材・木製品製造業(C)	-
第3次産業		184,706
(B+C)/A(%)		-

- (注) 1 資料は、令和4年市町村所得推計による。

②製造業の事業所数、従業員数、現金給与総額

区分	事業所数	従業員数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	174	16,206	10,718,150
うち木材・木製品製造業(B)	1	9	-
B/A(%)	0.6	0.06	-

- (注) 1 最近年の工業統計年表の「市町村編」による。
 2 製造業には、林業が含まれない。

3 木材、木製品製造業の定義は、「産業分類」（総務省）によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

6 林業関係の就業状況
該当なし

7 林業機械等設置状況
該当なし

8 林産物の生産状況
該当なし